

通関業の許可の消滅について

通関業法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年3月31日

神戸税関長 馬場 義郎

記

1. 通関業者の名称及び住所  
日本コンテナ輸送株式会社  
東京都品川区八潮2丁目7番8号
2. 通関営業所の名称及び所在地  
阪神支店  
兵庫県神戸市東灘区向洋町東4丁目15番
3. 消滅年月日  
令和8年3月31日
4. 消滅理由  
通関業の廃止